

公園照明灯修繕仕様書

1	修繕名称	公園照明灯修繕
2	施行場所	横須賀市内各所
3	修繕物件	公園照明灯
4	修繕内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策部が管理する公園照明灯の不具合が生じた場合、早急に修繕を行う。 ・交換品等は別紙「内訳表」のとおり。
5	履行期間	令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
6	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「特記仕様書」参照 ・この契約で示した内訳単価以外を使用する場合には、別途協議により決定する。
7	契約方法	単価による修繕請負契約
8	支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は9月、12月及び3月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ・消費税については、精算額にその税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。 ・履行期間満了日までに、発注者と請負者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお、請負者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
11	監督員 連絡先	環境政策部公園管理課

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

内 訳 表

(税抜き)

工 種	名 称	規 格	単位	予定数量	上限単価	契約単価	摘要
公園照明灯修繕工	ランプ取替工	HF300W	箇所	30	7,900		水銀ランプ
	安定器取替工	100V300W	箇所	15	17,200		水銀灯用 一般型
	安定器取替工	200V300W	箇所	15	14,800		水銀灯用 一般型
	ランプ、安定器取替工	ランプ150W 安定器100V	箇所	30	26,700		セラミックメタル ハライドランプ
	ランプ、安定器取替工	ランプ150W 安定器200V	箇所	30	23,700		セラミックメタル ハライドランプ
	自動点滅器取替工	リード線式 (100V6A)	箇所	20	6,300		
	自動点滅器取替工	リード線式 (200V6A)	箇所	20	7,300		
	自動点滅器取替工	バイメタルリレー式プラグイン型 (100V6A) 受台共	箇所	20	7,700		バンド取付型
	自動点滅器取替工	バイメタルリレー式プラグイン型 (200V6A) 受台共	箇所	20	8,300		バンド取付型
	自動点滅器取替工	バイメタルリレー式プラグイン型 (100V6A) 受台共	箇所	20	8,800		ポール直付型
	自動点滅器取替工	バイメタルリレー式プラグイン型 (200V6A) 受台共	箇所	20	9,500		ポール直付型
	安全開閉器取替工	2P-15A	箇所	20	5,400		
	漏電遮断器取替工	2P2E/50AF/10～50AT	箇所	10	12,600		
	配線用遮断器取替工	2P2E/10～30AT	箇所	10	5,100		
	灯具取替工	岩崎電気 (H5797)	箇所	20	35,200		
	灯具アダプター取付		箇所	10	36,700		角形支柱 (□100) に用いる灯具アダ プター取付込
	ランプ破損防止カバー取付工	ステンレス製網	箇所	4	24,700		ガードフレーム型 灯具に用いる保護 カバー
労務費	電工		時間	57	3,400		調査・点検含む

- ※ 同等品の場合は事前に発注者の承認を得ること。
- ※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。
- ※ 契約単価欄は、契約者が記入する。
- ※ この契約で示した内訳単価以外を使用する場合には、別途協議により決定する。
- ※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、横須賀市環境政策部が管理する公園照明灯の修繕にあたり、必要事項を定めたものである。
- 2 契約書に定めるもののほか、本特記仕様書に基づき行うこと。
- 3 請負者は、発注者の指示により作業を行うこと。
- 4 緊急性を要するため、請負者は常に即応体制をとること。
- 5 取替工は、不良箇所の確認、不良部品の交換（廃材処理を含む）、点灯試験調整、材料費を含むものとする。
- 6 電工は、取替工とは別の指示のもとに行った調査、点検等に有する時間単価とする。
- 7 請負者は、作業完了後、速やかに発注者へ完了報告を行うこと。
- 8 セラミックメタルハイドランプに交換する場合は、電力会社に対する電気使用に関する契約内容の変更手続きを行い、申込書の写し等を発注者へ提出すること。
なお、手続きに必要な一切の費用は、取替工を含む。
- 9 完了報告時に施行箇所が明確になるように図示し、必要な根拠資料、整理した写真を提出すること。
- 10 請負者において必要と認めたときは、修繕の変更または中止することができる。
- 11 本修繕内容等に疑義のあるときは、速やかに発注者へ報告し、指示を受けるものとする。
- 12 作業時において、公園利用者の安全に十分注意し、怪我、損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に発注者へ報告すること。

- 13 作業の実施にあたっては関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

- 14 発注者の指定する規格（型番）の材料を用いた修繕では、即応対応をとることが困難と判断される場合には、発注者の指定する規格の同等品以上の材料を用いて修繕を行うこと。ただし、施工前に必ず修繕に用いる材料等の詳細を監督員に通知し、その承認を得ること。